

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1 火気設備及び火気器具の規制

- 1 本章は、火を使用する設備及び器具の位置、構造及び管理の基準等について定めたものである。
- 2 本章に規定する火気設備及び火気器具の基準は、法第9条から委任された政令第5条から第5条の5までにおいて、①火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であって総務省令で定めるもの（以下、第1から第3までにおいて「対象火気設備等」という。）の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る法第9条の規定に基づく条例の制定に関する基準（以下、第1から第3までにおいて「条例制定基準」（※）という。）について、②火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって総務省令で定めるもの（以下、第1から第3までにおいて「対象火気器具等」（※）という。）の取扱いに関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準について、③その他の火災の予防のために必要な事項に関する条例の基準について、④対象火気設備等に係る条例の規定の適用除外に関する条例の基準について、⑤基準の特例に関する条例の基準について定めている。

※ 以降、第1から第3までの解説中、政令に基づいた文章の場合は「対象火気設備等」、「対象火気器具等」、それ以外は「火気設備」、「火気器具」と使い分ける。なお、「対象火気設備等」と「火気設備」、「対象火気器具等」と「火気器具」は、同じ意味である。）
- 3 火気設備及び火気器具については、第2のとおり、基本的には全国統一的な基準でその位置、構造及び管理の基準が規定されているが、政令第5条の5においては、「市町村は、法第9条の規定に基づく条例を定める場合において、その地方の気候又は風土の特殊性により、第5条若しくは第5条の2又はこれらの規定に基づく総務省令に定める条例制定基準に従って定められた条例の規定によっては火災の予防の目的を十分に達し難いと認めるときは、当該条例制定基準に従わないことができる。」と規定されている。これは、法第17条第2項に規定する「その地方の気候又は風土の特殊性」を踏まえた消防用設備等の附加条例と同じ考え方である。よって、札幌市では、基本的には全国統一基準としての運用基準のほか、一部は積雪寒冷地という気候風土を踏まえた運用基準として定めている。
- 4 火気設備及び火気器具の一部には、爆発の危険性が大きいことや労働安全性のうえから必要であること、建築設備の一部であること、ガスや電気を使用するものであることなどの観点から、建基令やボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）など、他の法令の規制を受けているものもあり、それら各法令の規則に抵触しない限度においてのみ市町村の火災予防条例の規制対象としうるものであることに注意することが必要である。また、立法技術上、火を使用する設備については第3条（炉）、電気を使用することに基づき、特殊な規定の必要な設備については第15条（変電設備）、使用形態上容易に移動が可能である器具に関しては条例第22条（液体燃料を使用する器具）をそれぞれの基本規定として位置付けし、ほかの対象火気設備等及び対象火気器具等に準用されている。

第2 火気設備及び火気器具の離隔距離

- 1 政令第5条から第5条の5までの規定を個別、具体化した基準として「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）を定めており、さらに、当該省令で規定される離隔距離に関する基準については、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成14年消防庁告示第1号。以下、本章【解説】において「平成14年消防庁告示第1号」という。）が定められており、当該告示に基づき、機器ごとの安全性能により離隔距離を判断することになっているため、技術革新に対して柔軟に対応できる「性能規定化」が導入されている。
- 2 札幌市における火気設備及び火気器具の離隔距離に係る改正経緯については、昭和26年における廃止・制定時の条例では、飲食店等で使用する調理用のかまど、溶鉱炉等の工業用の炉等の消費

熱量が大きい大規模なかまど等をはじめ、一般家庭等において使用する炊事用のこんろやふろがま等の消費熱量が小さい小規模なこんろ、かまど等、消費熱量の大小に関わらず、条例で定めていた。その後、昭和37年の全部改正を経て、昭和48年に全部改正を行った際、ストーブや湯沸設備等に関しては条例で規制し、これまで条例において離隔距離を定めていた飲食店等で使用する調理用のかまど、作業用の炉等の消費熱量が大きい大規模なかまど等をはじめ、一般家庭等において使用する炊事用のこんろやふろがま等の消費熱量が小さい小規模なこんろ、かまど等については、札幌市火災予防規則で定めることとなった。

昭和55年の火災予防条例準則改正では、新しい機器の開発に対応するため、消費熱量6万キロカロリー以下のものを条例規制することとし、それ以外は各市町村において別に定めることとされた。このことを踏まえ、札幌市では、条例及び規則において火気設備及び火気器具の種類ごとに別表を規定した。その後、昭和59年の条例改正において、日本工業規格（現「日本産業規格」・JIS）との整合性を図るため、条例で規定されている別表の分類を火気設備及び火気器具の種類に加え、構造及び消費熱量ごとにも規定して細分化した。このことから、消費熱量の小さいもの（主に一般家庭用のこんろ、ふろがま、ストーブ、ボイラー、湯沸設備などで70キロワット以下のもの）は条例により規制し、消費熱量が大きいもの（業務用厨房機器などで70キロワットを超えるもの）のほか、電気器具、固体燃料を使用するものは規則により規制することとなった。その他、条例及び規則の別表に定めのない種類の機器については、第三者機関、自主試験等に基づき個別に判断することとなった。

平成10年3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」では、基準認証等に関しては、自己確認、第三者認証への移行等による政府の直接的な規制の最小限化、認証、検査業務への競争原理の導入、適切な場合における性能規定化、国際相互承認の4つの視点を基本とした見直しを行うこととされた。また、輸入手続等を含む市場開放問題及び輸入の円滑化に関する具体的苦情を内外の企業等から受け付け、改善措置の実施や誤解の解消など、日本の市場アクセスの改善を目的として昭和57年1月、内閣府に設立された「市場開放問題苦情処理体制」(Office of Trade and Investment Ombudsman。以下、第2において「OTO」という。)においては、平成12年に「消防法における外国基準の受入れ」を議題として、①特定の認証機関の合格・認証表示がないという理由で市場参入が阻害されていることは問題ではないか、②明確な基準を定め、競争条件の整備を図るべきではないか、③民間や外国の認証機関も含めた第三者認証制度を取り入れるべきではないかといった問題が提起された。また、OTO専門家会議において、「防火という観点から規制を行うのであれば、国の明確な統一基準を定めるとともに、外国での検査データ等との相互認証を容易にするため、ガイドラインを定めることが必要ではないか。」との要望や意見があった。この当時における火気設備及び火気器具に係る離隔距離規制については、主に以下の3点が問題点として指摘されていたところである。

(1) 各市町村で規制が異なること

火災予防条例（例）に定めのない機器（消費熱量の大きな機器、火災予防条例（例）に種類のない機器）については、市町村ごとに独自に規制しているため、市町村によって離隔距離に係る規制が異なっている。

(2) 高性能機器に対しても同一の規制であること

高性能な機器の出現（表面温度が上がらない安全な機器等）により、実際は基準の数値以下で設置できるにも関わらず、設置基準のガイドラインによる対応が整備されていないために統一的な厳しい規制となっている。

(3) 輸入製品等が市場に参入しにくいこと

各市町村の独自の規制の中の判断基準の一つとして、第三者認証機関の認証があるが、外国製品が自国の規格検査に合格し、輸入後に日本の認証機関で再度検査を行うことは、時間と費用を要するため、認証取得品が少ないのが実情である。

これらを踏まえ、消防庁が設置した「火気設備等の規制に関する調査研究委員会」において「火気設備等設置ガイドライン」を作成するとともに、平成13年に法が改正され、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」、平成14年消防庁告示第1号が制定され、火気設備に係る仕様規定から性能規定への転換、全国的に統一された基準による火気設備等の規制となったものである。

第3 火気設備及び火気器具と法令等の関係、札幌市における火気設備及び火気器具に係る指導

1 火気設備及び火気器具は、以下の法令等によって離隔距離をはじめその位置、構造及び管理の基準を定めている。

(1) 札幌市火災予防条例（火災予防条例（例）を含む。）

(2) 札幌市火災予防規則

(3) 平成14年消防庁告示第1号

(4) 建築基準関係法令

(5) 建築基準法関連の告示

- ・耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）
- ・準耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1358号）
- ・防火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1359号）
- ・建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない煙突の基準を定める件（昭和56年建設省告示第1098号）
- ・煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を定める件（平成16年国土交通省告示第1068号）
- ・風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合の指定（昭和49年建設省告示第1579号） など。

(6) ガス事業法等の関係法令

(7) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令

※ (6) 及び (7) に関しては、気体燃料を使用する火気設備及び火気器具に限る。

(8) 石油燃焼機器設置基準の解説（一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会。《参考》※1参照）

(9) ガス機器の設置基準及び実務指針（一般財団法人日本ガス機器検査協会。《参考》※2参照）

(10) 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針（一般財団法人日本ガス機器検査協会。《参考》※3参照）

※ (8) から (11) は、消防庁をはじめ関係機関・団体において、火災予防条例（例）のほか、関係法令の内容を踏まえ、作成したもの

(11) サウナ設備設置基準（公益社団法人日本サウナ・スパ協会。《参考》※4参照）

※ 第9条のみ。

2 札幌市では、基本的に札幌市火災予防条例とそれに関連する法令及び本解説・指導指針の内容に基づき、火災危険を排除し、市民生活の安全及び安心を推進する目的をもって指導する。また、前述の内容に基づく指導では解決できない場合、あるいは当該目的を達成することが困難であると認められた場合は、該当する項目によって第3、1（8）から（10）の内容等を踏まえ、指導する。

3 火気設備の特例基準である第21条の2、火気器具の特例基準である第26条の2に基づき設置する場合は、その安全性を証明する関係図書等を消防機関に提出し、消防機関から総合的な判断を求めることとなる。

4 第三者機関から防火性能評定等の認定を受けた火気設備及び火気器具である場合は、2及び3に関わらず当該認定の根拠を示す検査データ、取扱説明書、JIS等に適合したマーク等の書類を消防機関に提出し、消防機関から総合的な判断を求めることとなる。

《参考》

本章に規定する火気設備及び火気器具は、それぞれの条項において当該設備等の位置、構造及び管理の基準、火災予防上安全な離隔距離について規定しているが、それぞれの設備及び器具の設置にあたっては、条例に規定するもののほか、以下に掲げるものを踏まえている。

※1 液体燃料を使用する火気設備及び火気器具 「石油燃焼機器設置基準の解説」

液体燃料を使用する火気設備及び火気器具については、消防庁が示す「火災予防条例（例）」を参考として各市町村が定める火災予防条例、建基法、日本産業規格（JIS）等において、ハード面、ソフト面の様々な規制が設けられ、品質性能や防火安全性の確保等が図られている。当該火気設備及び火気器具の設置に関しては、その規制内容を体系的に整理し、適正かつ具体的に示す基準を明確にするため、昭和53年3月、自治省消防庁（現「総務省消防庁」又は「消防庁」）をはじめとする関係省庁、消防機関、業界団体、試験・検査機関等の委員で構成される「燃焼機器類の設置基準等に関する研究会」を設置した。また、検討結果を受け、昭和54年10月に「石油燃焼機器設置基準の解説」（全国消防長会監修・一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会）を作成したものである。

当該解説は、火災予防条例（例）、建築基準関係法令、JIS等の内容を踏まえ、作成されている。

※2及び3 気体燃料を使用する火気設備及び火気器具 「ガス機器の設置基準及び実務指針」・「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針」

気体燃料を使用する火気設備及び火気器具については、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年法律第33号）をはじめ、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、建基法、消防法等によって個々に規定されており、当該火気設備及び火気器具の設置という観点での統一的な設置基準書はなかった。このことから、昭和51年に自治省消防庁、通商産業省、学識経験者、ガス業界団体等の委員で構成される「ガス消費機器設置基準調査委員会」を設置した。また、検討結果を踏まえ、昭和58年3月に家庭用のガス機器を対象にした「ガス機器の設置基準及び実務指針」（経済産業省及び全国消防長会監修・一般財団法人日本ガス機器検査協会）を作成した。

昭和61年4月には、業務用ガス機器の自主的品質向上を目指した自主検査制度が発足したことを踏まえ、前述する検討会と同検討会である「ガス機器設置基準調査委員会」による検討結果を踏まえ、昭和62年3月に業務用のガス機器を対象にした「ガス機器の設置基準及び実務指針」（業務用厨房編。現「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針」）を作成したものである。

当該解説は、火災予防条例（例）、建築基準関係法令、ガス関係法令、JIS等の内容を踏まえ、作成されている。

※4 サウナ設備 「サウナ設備設置基準」

サウナ設備（第9条関係）の規制にあつては、公益社団法人日本サウナ・スパ協会によって定められた「サウナ設備設置基準」を踏まえたものとしている。

当該設置基準は、離隔距離や安全装置、維持管理について定められており、サウナ設備を原因とした火災発生の防止を目的として、自治省消防庁をはじめ関係団体より構成する委員会において平成8年に作成したものである。

消防庁予防課において、火災予防技術情報提供に関する審査の結果、平成15年8月6日付けて火災予防技術情報第27号として全国の消防機関等に情報提供された。